

# 栃木県医師会母体保護法指定医師の指定基準

(平成 15. 4. 1)

(平成 22. 6. 1)

(平成 23. 8. 4)

(平成 26. 8. 7)

(令和 6. 5. 23)

母体保護法指定医師（以下「指定医師」という。）を指定する場合は、栃木県医師会は母体保護法指定医師審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる審査を行うとともに遵守事項の励行を求めるものとする。

## 第1項 人 格

指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

## 第2項 技 能

栃木県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。

(1) 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けた者又は産婦人科専門医の資格を有する者。

(2) 研修期間中に、10例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けた者。

ただし、5例以上の人工妊娠中絶手術\*を含むこととする。

(\*経口人工妊娠中絶薬は症例数に含めない。)

なお、指定医師でない医師については、研修機関で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

(3) 都道府県医師会の定める指定医師のための講習会（以下「母体保護法指定医師研修会」という。）を原則として申請時まで受講していること。

## 第3項 研修機関の条件

指定医師が指定を受けるための研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる機関とする。

(2) 指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。

主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有する者であること。

(3) 医療機関が単独では研修機関の要件をみたさない場合でも、医育機関や要件をみたす研修機関の連携施設（研修連携施設）として栃木県医師会に登録することにより「研修機関」と認めることができる。

ただし、研修連携施設は、原則として2名以上の指定医師の資格者を有する機関とする。

また、それらの指定医師は研修医を教育することができる人格及び技能を備えていることを条件とする。

#### 第4項 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請する者は、栃木県医師会長（以下「会長」という。）宛に「母体保護法指定医師指定申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

会長は、審査委員会の答申に基づき、指定医師として適格と認めた者を栃木県医師会に登録し、指定証並びに標識を発行するとともに栃木県知事に通知する。

医師は複数の施設の指定を兼ねることはできない。

#### 第5項 設 備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

#### 第6項 設備指定の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請する者は、従事する医療施設について、会長宛に設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。その場合、複数の施設の設備指定を受けることはできない。

- (1) 会長は、審査委員会の答申に基づき、適格と認めた施設を設備指定し、栃木県医師会に登録するとともに栃木県知事に通知する。
- (2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、速やかに会長宛に再申請して再指定を受けなければならない。
- (3) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が欠けた場合、その時点で設備指定は失効する。なお、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに会長宛に届け出なければならない。

#### 第7項 人工妊娠中絶実施後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

#### 第8項 指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

- (1) 第10項に示す指定医師遵守事項の励行。
- (2) 第1項及び第5項の指定条件の各項目に関する適否。
- (3) 第7項に示す人工妊娠中絶実施後の届出の励行。
- (4) 母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

#### 第9項 指定医師の誓約

指定に際して次項及び契約書に定める遵守事項を厳守することを文書により会長に誓約するものとする。

## 第10項 指定医師の遵守すべき事項

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を遵守すること。
- (2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
- (5) 必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。

## 第11項 母体保護法指定医師審査委員会

栃木県医師会内に審査委員会を設置する。審査委員会委員は会長が委嘱する。審査委員会は会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。

審査委員会規程は別に定める。

## 第12項 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、栃木県医師会内に審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

不服審査委員会規程は別に定める。

## 附 則

本基準は、栃木県医師会常任理事会の議決を経なければ改定することができない。

- (1) 第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。
- (2) その他の項については、原則として平成26年8月7日以降の新指定並びに更新に際して、これを適用する。  
ただし、第2項(3)に定める技能要件については平成27年1月以降に申請する者、第8項(4)に定める更新要件については平成28年10月以降に更新する者に対して適用する。
- (3) 栃木県医師会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。
- (4) 指定の申請に当っては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医認定証の写しに添えて、第2項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、研修症例実施報告書(様式6)を提出するものとする。  
止むを得ない事情により人工妊娠中絶手術が規定の症例数に不足する場合は、流産手術にてその不足分を代替できるものとする。ただし、その際には、その旨を記載した指導証明書(様式5 別紙)を提出するものとする。
- (5) 本改定基準の効力発効以前の基準により指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。